

地域の会



▲配管検査状況視察

関西電力美浜3号機事故を受けて実施した「地域の会委員」による柏崎刈羽原子力発電所4号機視察(9月12・13日)



▲視察後の質議応答

CONTENTS

- 第15回定例会 11月実施予定 国主導原子力防災訓練について
キーワード解説
- 第16回定例会開催時講演会 講演抄録2
- 第16回定例会 核燃料サイクル経済性試算資料問題について
第2回臨時会 関電美浜3号機事故を受けて3
- 発電所を巡る動き
地域の会に寄せられた声「みんなの広場」4

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会(「地域の会」)

柏崎刈羽地域では、現に存在する原子力発電所と対峙して生活せざるを得ません。それが事故無く稼動することは、個々の考え・主張の如何によらず、住民の最低かつ共通の思いです。

「地域の会」では、発電所そのものの賛否はひとまず置いて、安全運転に係る事業者や行政当局の必要にして十分な情報提供に基づき、発電所の安全について状況を確認し、地域住民の素朴な視線による監視活動を行うとともに、必要な提言を行うことを目的に、平成15年5月に発足、設置趣旨に沿った様々な活動を行っています。

地域の会 概要

- ①会員は、柏崎市、西山町、刈羽村に在住し、会が認める各種団体および地域の推薦を受けた24名の委員で構成。任期は2年。
- ②会の任務：(1)原子力発電所の運転状況及び影響等の確認・監視
(2)事業者等への提言
(3)会での議論、活動等の住民への情報提供
(4)委員の研修
(5)その他会の目的を達成するために必要と認められる事項
- ③県、市町村、国、事業者はオブザーバー、又は説明者として出席
- ④会議の種類：定例会(毎月1回)
臨時会(必要に応じ開催)
※会は、すべて公開。

第15回定例会

国主導、原子力防災訓練について 活発な意見交換

来たる11月1日・2日実施

第15回定例会の概要

日時 平成16年8月4日(水)
場所 柏崎原子力広報センター(2F研修室)
出席者 18名(欠席6名)
説明者 原子力防災専門官、新潟県、東京電力(株)
オブザーバー 柏崎市、刈羽村、地域担当官事務所、
内容 ●前回定例会以後の動き
●原子力防災について市の補足説明、質議応答
●原子力発電所の地震対策について(内容は次号にてお知らせします)

前回定例会以後の動き(発電所を巡る機自動停止に関する状況確認、物品の搬出状況及び県技術委員会において東電不正問題に関する総括を行ったこと。また東電勝保社長から知事宛に不正問題に関する総括報告書が提出されたことなどの説明があった。地域担当官事務所からは核燃料サイクルの経済性試算を国などが公表していなかった問題について説明が行われた。

県より安全協定に基づく状況確認として、1号機自動停止に関する状況確認、物品の搬出状況及び県技術委員会において東電不正問題に関する総括を行ったこと。また東電勝保社長から知事宛に不正問題に関する総括報告書が提出されたことなどの説明があった。地域担当官事務所からは核燃料サイクルの経済性試算を国などが公表していなかった問題について説明が行われた。

訓練内容の充実をいかに画るかが課題 原子力総合防災訓練への取り組みに厳しい指摘と要望

東京電力柏崎刈羽原発の放射能漏れ事故を想定して、今年11月1日(月)・2日(火)に国主導で行われる原子力総合防災訓練について、行政側より概要説明があり、これを受けて意見交換した。地域の実情に即した実効ある訓練の実施を要望する意見が委員側から出された。

市の住民避難訓練は松波、大湊、荒浜の三地区が対象 市民フラザを避難所に市民の参加を促す

柏崎刈羽の原子力総合防災訓練は県と地元主催で2年に一度行われているが、今年も原子力災害対策特別措置法に基づく国主催の訓練となる。これは本地域では初めてのことで、国の関係機関と県・市・刈羽村・西山町、東電が参加。政府の災害対策本部設置や、市内三和町の新潟県柏崎刈羽原子力防災センターを拠点にした現地タリリングなどを行う。

このほか国との協議で固まってい

事項は①専門家資機材の派遣・配備を行うため2日間の日程とする②北西の風を想定して避難区域は主に刈羽村に設定するが、西山町の避難訓練は想定外参加の形となる、の二点が挙げられた。市の案では、住民避難訓練は松波、大湊、荒浜の三地区が対象で、市民フラザを避難所として設定し、市民の見学を容易にするとともに、原子力防災講演会なども併せて開催する。

水害対策も原子力防災も、机上のフランではなく、実情に即したフランを立てるべきではないか

行政(柏崎市)は原子力総合防災訓練の概要説明のなかで「7月豪雨災害では教訓を得た。これを原子力防災にも活かしたい」とし、そのなかで最も重要な情報伝達の手段について、「防災行政無線やFM放送、ホームページなど広報手段・メディアにはそれぞれに、よいところ、悪いところがある。今回の水害時では、雨による電波障害が発生したり、すべて万能でないことが分かった。それぞれの弱点を補完しながら、複合的な情報提供を目指していきたい」と話した。

これに対して、委員からは緊急時の情報連絡体制が確実に機能するか不安だ、といった意見やこれまでの原子力防災訓練は市民参加型の実効ある訓練となっていないのではないか、11月実施の訓練ではその点の改善を期待する——など厳しい注目が相次いだ。

【委員の意見】(抜粋)

7月の豪雨災害では対策本部が立ち上がったのはいいが、地域との連携が取れない地区や最大の浸水場所に避難所が設けられている所もあり、これでは危険な区域へ避難誘導されているようなものだ。水害対策にしろ、原子力防災にしろ、まずは机上のプランを見直すところから手をつけなければならぬのではないかと。

水道管破裂で8号線が陥没し、車がストップさせられた。そのため上越方面から来る大型車両を海岸方面に回したために渋滞が起きたというのです。原子力災害が発生した場合でも、こうした予想外の事態も想定しておかなければならないのではないかと。



▲柏崎刈羽原子力防災センターを使った原子力防災訓練(平成14年)

訓練のための訓練だ。単なるショーになりはしないか心配だ。毎回参加地域を変えるのではなく、全市民が一緒に参加するような訓練をしてはどうか。逃げることでできる軽微な事故ばかりを想定しているだけで、人命に係わるような大事故を考えていない。例えば大地震による最悪の事態を想定してみたらどうか。

キーワード解説

国際原子力事象評価尺度(INES)

原子力発電所の故障・トラブル等については、その内容が専門的なために、一般の方々から理解されにくいという事情があります。このため、地震発生時の震度レベルのように、原子力事故についても分かり易く表現できる国際原子力事象評価尺度が定められました。

この尺度は、「所外への影響」「所内への影響」「深層防護の劣化」の三基準に分けられ、各基準ごとに0~7までのレベルに分類されています(表1)。

基準1: 原子力施設に事故が発生し、放出される放射線(能)により施設外の住民や環境に与える影響の度合いの基準

基準2: 原子炉の炉心に重大な損傷が発生し、従業員に放射線被ばくを与える影響の度合いの基準

基準3: 原子炉の安全を脅かすほどの事故が発生し、防護システムに深刻な影響を与える度合いの基準

レベル	基準1: 所外への影響	参考事例
7(深刻な事故)	放射性物質の重大な外部放出 ヨウ素131等価で数万ベクレル相当以上の放射性物質の外部放出	チェルノブイリ事故(1986年)
6(大事故)	放射性物質のかなりの外部放出 ヨウ素131等価で数千から数万ベクレル相当の放射性物質の外部放出	スリーマイルアイランド事故(1979年)
5(所外へのリスクを伴う事故)	放射性物質の限られた外部放出 ヨウ素131等価で数百から数千ベクレル相当の放射性物質の外部放出	JCO事故(1999年)
4(所外への大きなリスクを伴わない事故)	放射性物質の少量の外部放出 公衆の個人の数十ミリシーベルト程度の被ばく	美浜発電所2号機燃料棒交換時発生事故(1991年)
3(重大な異常事象)	放射性物質の極めて少量の外部放出 公衆の個人の十分の数十ミリシーベルト程度の被ばく	もんじゅナトリウム漏えい(1995年)
2(異常事象)		
1(逸脱)	安全上重要ではない事象	
0(尺度以下)		
評価対象外	安全に関係しない事象	

シーベルト(Sv)は、放射線が人体に与える影響を表す単位。(2μSvは1,000分の1)ベクレル(Bq)は、放射性物質の量を表す単位。(テラは10¹²)
出典:資源エネルギー庁「原子力2003」

※地域住民にとって必要なのは基準1の各レベルについての理解です。表1では基準2と3については省略しました。

原子力防災講座

地域の会では定例会の中に委員の相互研さんのための勉強会を組み込んでいます。今回は国主導の原子力防災訓練をひかえ「原子力防災」への理解を深めるため、専門講師を招き、原子力発電所立地地域住民として「原子力防災」をいかに捉え、どのように対応すべきかについて研修しました。以下はこの講演内容。抄録と講演後の講師——委員間の質議応答(抜粋)です。

原子力防災訓練、原子力施設立地市町村段階での取り組みについて(講演抄録)

今年11月に新潟県で国主導の原子力防災総合訓練が実施されます。この訓練はこれまで原子力施設所在の自治体で実施されています。しかし、1999年の東海村、核燃料加工工場JCOの臨界事故を契機に国は原子力防災対策特別措置法(以下「原災法」)を定め、従来の国の原子力防災体制を抜本的に改善しました。

改善の中で、特に重要な事は全国の原子力施設所在地に、その地域の原子力災害時に国が迅速に地域防災活動の支援をするための、オフサイトセンター(以下「OSC」)を設置したことです。

新潟県は柏崎市に設置されています。

原子力防災訓練には、個別訓練、複合訓練及び総合訓練があり、多種多様な防災活動を目的別に区別して訓練を行います。今回新潟県で行われる訓練は、総合訓練で、国の活動を核に大規模な(すなわち大事故以上を想定した)訓練です。

この総合訓練を簡略に説明すると、「柏崎刈羽原子力発電所が事故が発生し、大量の放射性物質が発電所敷地外に放出されたという条件下で行うものです。このため、訓練には政府、中央官庁、東海村原子力研究所等新潟県外の原子力防災に係る関係省庁や専門機関から、多数の人員や防護資機材を集め、柏崎市のOSCに集合し、防災活動が機能します。

問題はこうした国主導の大規模訓練とは別に、地元柏崎市、刈羽村等の原子力防災体制についてより現実的な原子力防災問題がある」ということです。すなわち、コンクリート屋内避難や避難を必要とする大事故とは別に、OSCの設置を必ずしも必要としな小、中規模の大事故を含めた事象や事故の初期段階の防災についての訓練は含まれていません。

これらの小・中規模の事象や大規模事故の初期段階で共通の重要問題は、これらの事象・事故時の環境放射線(能)モニタリング体制です。すなわち地元住民にとって最も必要なのは、いかなる事象・事故でも、一刻も早く自分達周辺の放射線(能)が

第16回定例会

核燃料サイクル経済性試算資料問題 エネ庁説明に疑義

第16回定例会の概要

日時 平成16年9月1日(水)
場所 柏崎原子力広報センター(2F研修室)
出席者 21名(欠席3名)
説明者 資源エネルギー庁
オブザーバー 新潟県、柏崎市、刈羽村、西山町、保安検査官事務所、地域担当官事務所、東京電力(株)
内容 ●前回定例会以後の動き
●核燃料サイクル経済性試算資料問題について質議応答と意見交換
●原子力防災対策について

前回定例会以後の動き(発電所を巡る)

安全協定に基づく状況確認を県、市、刈羽村で3回行った。また柏崎刈羽原発における配管減肉管理状況と、今後の対応に関する事業者東電の報告を受け、このことに関連して、実際の現場での測定方法の確認、管理指針点検対象リストの確認、過去の測定記録の確認を行った。結果、特段の問題はなかった、との報告が県よりなされた。

今、エネルギー政策の行く末を冷静に判断する時、試算データは納得のいく形で余すところなく提示を...



▲開催時の講演に耳を傾ける委員(柏崎原子力広報センター)

定例会では、核燃料サイクル政策を巡って、使用済み燃料の再処理コストが直接処分より高いという試算を国などが公表していなかった問題について、国からの説明を受け、意見を交換した。同会には、経済産業省資源エネルギー庁の原子力広報官が出席し、1994年以降に作成されたいくつかの試算資料の存在などを説明し、これらを原子力長期計画の新計画策定会議に参考として提示したと述べた。

広報官は「今年3月の国会答弁では、10年前の試算についての答弁者と答弁の資料を作成した者が、過去の試算の存在を認識していなかった。知つていながら嘘の答弁をしたのではない」と弁明に努めたが、委員は納得せず、「10年前の事務責任者が今回の国会答弁を書いたことまで明らかにしたい」と厳しい口調で迫った。

【委員の意見】(抜粋)

- ◆ 広報官の説明はとうてい納得できるものではない。試算データが隠匿された経緯を含め、すべての情報公開を望む。
- ◆ 柏崎刈羽原発にあつても使用済み燃料は貯まる一方。ベストではなくてもベターな方策を早く打出して欲しい。
- ◆ 国への提言にしても何にしても、「原子力村を構成している人達」だけで議論して決めるという風潮は、一向に改まっていない。策定委員会の顔触れを見ても、今回の試算隠しを暗黙のうちに容認してきたと思われるような人たちが選任されている。これでは原子力行政が変わるはずがない。
- ◆ 再処理路線一辺倒ではなく今回いくつかの選択肢が国から発表された点は評価するが、議論の前提となる試算資料をなぜ早い時期に公表しなかったのか。今回の問題は核燃料サイクルという国のエネルギー政策の根幹に関わる問題、そのための判断材料なのだから嘘偽りなく国民に公開してもらいたかった。

第2回臨時会

関西電力美浜原発で 蒸気噴出事故 地域の会は、直ちに 臨時会を招集

福井県の関西電力美浜原発3号機で起きた蒸気噴出事故についての原子力安全・保安院からの経過報告及び東京電力から柏崎刈羽原発の配管点検状況について説明を聞き、意見交換した。

当地原発とは異なる炉型だが不安。万全の検査を期待

原子力安全・保安院は、美浜原発の事故の原因は、二次系配管の減肉によるものと説明した。県は、柏崎刈羽原発の配管管理状況について、「状況確認を行ったが東電のルールに従って適切に実施されており、不都合なところはなかった」と話した。

美浜の事故のあと、県・市・刈羽村は担当者6人を柏崎刈羽原発に派遣し、配管の減肉管理や肉厚などを実地で検証した。東電の説明によれば、点検対象となった配管は、1号機〜7号機までの給水・復水系、抽気系などの配管約19000力所。また配管の一部に「低合金鋼」と呼ばれる減肉に強い材質を採用しており、早急な対策材への交換が望ましい箇所はないと説明、さらに給水系配管が破断した場合に想定される被曝線量は、事実上無視できる範囲の0.001ミリシーベルトと低い数値であるとした。(例：胸のX線検査は1回当たり0.05ミリシーベルト)。

第2回臨時会の概要

日時 平成16年8月19日(木)
場所 柏崎刈羽原子力防災センター(2F研修室)
出席者 20名(欠席4名)
説明者 柏崎刈羽保安検査官事務所長、東京電力(株)
オブザーバー 新潟県、柏崎市、刈羽村、西山町、(財)柏崎原子力広報センター
内容 ●関西電力(株)美浜3号機事故に関する経過報告
●柏崎刈羽原子力発電所の対応状況報告
●質議応答・意見交換

【委員の意見】(抜粋)

- ◆ 国はダブルチェック体制が確立されたと言いつつ、なぜ検査もれを見逃したのか。
- ◆ 関西電力美浜原発とは炉のタイプも配管構造も柏崎刈羽原発とは異なっているわけだが、やはり不安がないわけではない。東電にあつても検査の徹底を望む。
- ◆ 美浜原発の蒸気噴出事故は、「二次系配管の破断によるものであり、原発本体の事故とはいえない」とする国の姿勢には強い疑念を覚える。
- ◆ 発電所内で働く人たちの労働安全の確保ということも重要な問題だ。

柏崎刈羽原発4号機配管検査状況を「地域の会」が視察

この問題を受けて、定期検査中の4号機の配管検査測定現場などを9月12日・13日の両日、2班に分かれて見学した。東電は「減肉現象は確認されておらず、適切に管理されている」と説明、これを受けた形で質議応答を東電ビクターズハウスで行った。

どうなっているかの情報です。それには地元地域にどれくらい放出されて、放射線の影響があるかを知る必要があり、そのためには多数の測定器と測定器と測定点が必要。すなわち「環境放射線モニタリング体制が十分に整備されているか」その情報が迅速・正確に住民に通報・伝達されるかです。

こうした基本的な防災体制の整備があつて、今回の総合訓練につながるわけで、これを軽視することはできません。その上で、はじめて住民のコンクリート屋内退避や避難が円滑に行われるのです。

このコンクリート屋内退避や避難をするにあつても、基本となるべき課題があります。すなわち「退避建屋の放射線防護や収容状況は十分検討されているのか」「避難コースと誘導は云々の見易いが、実際に誘導するのは地元の人達であり、OSCDの防災活動の機能の能力外の課題があります。それらを十分に調査し、判り易く実行可能な避難マニュアルがあるのか等々の課題があります。

今回の総合訓練で、これら課題について、どのような対応がなされるかを重視する必要があります。

講師 亀田和久(かめたかずひさ)氏
日本原子力研究所 研究員(昭和31年〜48年)
柏崎原子力防災対策 嘱託(元)
現NPO法人 原子力地域防災支援センター 理事長

講演後の質議応答

Q 防災対策を重点的に行う地域を、原発を中心とした8から10キロ圏と言っているが、この理論的根拠についてどうお考えか。

A 事故想定をどうするかということ、距離は放射性物質の放出量、風向、風速、大気安定度等を全部綿密に調査して割り出す。重大事故の場合、大体1キロから1.5キロの中に収まる。それを仮想事故という放出量約50倍の値でやると、大体6キロから7キロくらい、これに安全率を考えると8キロないし10キロということになる。事故想定を仮想事故よりももっと大きい事故を想定すれば、当然その距離は変わってくる。

Q 原子力政策を進めるのであれば防災は原子力政策推進とセットにして、国の責任で行うべきではないか。

A 安全対策は全部、一元的に国が持つというのは違ふと思つているが、防災を原発立地政策とセットにすることは当然すべきだと考える。ただ国の責任という意味で、国が出てくるのは事故のレベル5以上の場合、国、道府県、市町村ということのは、この防災対策の規模とか内容とかを十分に検討したうえで、役割分担すべき。

Q チェルノブイリの事故の場合は、かなりの範囲で影響が出たが、そういう設定の仕事は考えなくともいいものか。

A 一番悩むところだ。段階的に物事をやっていくという点で考えるなら、仮想事故を想定しての防災対策ですら、様々な問題点があり、それをチェルノブイリのような過酷事故まで拡大するとも大変になる。また、これこそ、事業者の責任であり、自治体の責任ではない。過酷事故を想定してやるような防災対策や訓練よりも現時的な仮想事故に対する市町村、住民の防災対策や防災意識はどうなのかということにまず考える必要があるように思う。

9月1日	31日	30日	27日	26日	25日	18日	13日	11日	10日	8月6日	5日	23日	20日	7月9日
定期検査中の6号機圧力抑制室内の点検の実施について公表	定期検査中の4号機原子炉再循環系配管の追加点検結果について公表 新潟県核燃料税条例更改について公表	定期検査中の6号機における作業員の極微量な放射性物質の内部取り込みについて公表	定期検査中の4号機原子炉建屋でのけが人発生 県、柏崎市、刈羽村「再生に向けた取り組み」の進捗状況を確認	定期検査中の4号機原子炉建屋でのけが人発生 県、柏崎市、刈羽村「再生に向けた取り組み」の進捗状況を確認	定期検査中の6号機における「運転上の制限」からの逸脱について公表 「配管減肉事象に係る点検に関する調査結果」の訂正を国に再提出	定期検査中の6号機における「一時的な「運転上の制限」からの逸脱について公表 「配管減肉事象に係る点検に関する調査結果」の訂正を国に再提出	定期検査中の6号機における「一時的な「運転上の制限」からの逸脱について公表 「配管減肉事象に係る点検に関する調査結果」の訂正を国に再提出	定期検査中の6号機における「一時的な「運転上の制限」からの逸脱について公表 「配管減肉事象に係る点検に関する調査結果」の訂正を国に再提出	定期検査中の6号機における「一時的な「運転上の制限」からの逸脱について公表 「配管減肉事象に係る点検に関する調査結果」の訂正を国に再提出	定期検査中の6号機における「一時的な「運転上の制限」からの逸脱について公表 「配管減肉事象に係る点検に関する調査結果」の訂正を国に再提出	定期検査中の6号機における「一時的な「運転上の制限」からの逸脱について公表 「配管減肉事象に係る点検に関する調査結果」の訂正を国に再提出	定期検査中の6号機における「一時的な「運転上の制限」からの逸脱について公表 「配管減肉事象に係る点検に関する調査結果」の訂正を国に再提出	定期検査中の6号機における「一時的な「運転上の制限」からの逸脱について公表 「配管減肉事象に係る点検に関する調査結果」の訂正を国に再提出	定期検査中の6号機における「一時的な「運転上の制限」からの逸脱について公表 「配管減肉事象に係る点検に関する調査結果」の訂正を国に再提出

色は行政の動き

地域の会に寄せられた声 みんなの広場

原子力発電所における「経営」と「現場」のあいだ



柏崎市 佐藤 和典さん

先月起きた、関西電力の美浜原発の蒸気噴出事故には考えさせられることが非常に多い。何故こんなことが見過ごされたのか、私たちの想像をこえる失態であると考えている。一昨年8月の東京電力の場合は人身事故ではなく、品質保持の基準についての行政と企業の見解の違い、という要因もあったが、今回は全く事情が異なる。それだけに、「経営」として何を改めるべきなのか。規制の強化のみでは安全性は向上しないし、規制の有無で事業者は免責されるものではない。単に責任を追及するだけでは不十分である。

大規模になるほど企業内の意思決定には難題が生じる。意思決定者と現場との間に「乖離」ができやすいからである。上部に上げたくない情報が、途中で握りつぶされると意思決定の場は「御前会議」の状態になる。報告される現状や問題の説明を聞いても、問題含みのことは実態がつかみ切れないまま、責任と権限を下に委ねざるを得ない。

打開策としては、一つは日本でも以前はよく見られたことであるが、トップが直接現場を歩く。ということである。もう一つは、企業としての目的、判断や意思決定の優先順位を明確にし、これを「自社の信条」として広く社内外に共有する。これは意思決定に対し、どのレベルでも同じ価値基準と優先度で判断することができる。三つ目は、一人ひとりの意識変革である。それが現場重視という経営意思と一緒に動き、押し上げる力として働けば十分機能することになる。ありきたりだが、この三つが基本であり大事と考える。

私たちが享受している豊かな社会は、リスクと言う代償を払って手に入れたものであり、リスクを伴わない人間の行為はない。しかし、これほど重要で必要なものでも、国民の支持と信頼のないものは社会に定着できない。

「もの申せる」ような地域の会に期待



柏崎市 小池 潤さん

何気なく当たり前のように仕事や家庭で利用している電気エネルギー、私もその利用者の一人です。

昨今の環境問題、資源やエネルギー、自分たちの生活を考えるようになると、限られた資源しかない日本で最も身近で欠くことのできない電気。水力・火力そして原子力と発電方法は様々です。中でも原子力発電は環境に優しい発電システムであると思っていますが、事業者並びに国や行政機関が少しでも気を緩めてしまうと「大丈夫」と分かっている我々に『不安』を与えてしまいます。

いくら優れていようと、また素晴らしいものでも製造者や管理者が気を引き締めて作業し、その確信から産まれたものでない限り利用者は納得しないと、製造業に携わる者としていつも感じております。電気も同じではないかと…。

今、発電所に必要とされる「透明性を確保する」という大命題の中、ご活躍されている「地域の会」の皆さまには大変期待をしております。原子力発電所や国に対し、「どんな些細なことでも包み隠さず我々に報告してくれる」そんな環境を第三の目で監視して頂きたい。さらに意見が有れば原発に対して賛否を問わず集まった「地域の会」ならではのお考えに基づいて「もの申して」頂くことが、地元の我々に安心を与え、事業者にはその維持管理を徹底させるための一石になっているものと考えております。まだ発足して一年余りのようですが、これからも我々の代表として国や事業者に対し今以上に、どんどん「もの申して」頂けるような住民団体になれるものと期待しております。

「視点」では皆様のご意見をお待ちしています。
宛先は下欄住所まで、またメールでも受付けております。

地域の会ではホームページで活動の全てを公開しています。

ホームページでは活動状況をタイムリーにお知らせすると共に、会議録、会議資料の全文を公開しており、資料をダウンロードすることもできます。
また、ホームページおよび地域の会に対するご意見・お問合わせについて、ホームページ上からも受け付けています。

<http://www.tiikinokai.jp>

編集後記

地域の会の広報誌「視点」も今回で9号となりました。6号を発行した時点で、もっと地域の人たちが読んでほしい、もっと関心をもってもらいたい、ということで、先ずタブロイド版に変え、さらに表紙に地域の会の委員24名全員の写真と名前を載せました。そして前号から「地域の会に寄せられた声」みんなの広場」という欄を設け、限られたスペースですが地域住民の声を載せることにしました。7号発行後住民の、広報誌や地域の会に対する反応が出てきたように感じしております。

地域の会に対する意見、要望などがありまして、ご連絡を頂きたいと思っております。こういった権限を与えられた会ではありませんが地域の住民が安心して暮らしてゆける為に皆様の声を東電や国・県に出してゆきたいと考えております。今後も更に工夫をして一人でも多くの人たちが読んでもらえる広報誌にするよう努力してゆきたいと思っております。

9月1日の定例会で「委員からみんなの広場」の投稿文に対して問題の捉え方に偏りがあると厳しい意見が出されました。この辺は委員の中でも議論の分かれるところですが、広報委員としてこの「コーナー」を長い目で見ていただき、原子力発電を巡る地域の安全・安心に対する関心を高めて欲しい、と願っております。

地域の安全と平和な世界を願う一人としていつか、発電所構内の排水口周辺を一般開放し、釣りを許可したことがあったが、あのようなことはもうできないのか、と考えているところです。
(広報委員)